

Q 1 外国人に対する調査方法は？

(A)

- 1 外国人についても基本的には調査員が調査票の配布・回収を行うこととしているが、日本語が理解できない場合のために、外国語で作成した特別な書類を用意(右参照)
- 2 また、市区町村においては、調査員の活動が円滑にできるよう、庁内の国際交流担当課等との連携を図り、事前に外国人を雇用している事業所や外国人の居住状況等を把握し、関係機関や団体・組織などへ協力依頼することとしている。
- 3 さらに、外国人が集団的に住んでいる地域等については、関係課の職員や当該地域の関係者の協力を得るとともに、通訳等の調査協力者を得たり外国人の調査員を登用するなどして調査を行っている。

【外国語連絡表】

・調査員が、世帯と対応するのに必要な最低限の質問を19か国語に翻訳したもの。  
例えば、以下のような内容

日本国政府が実施する国勢調査の調査員として、調査のお願いにうかがいました。  
国勢調査は我が国の人口などの状況を明らかにするため5年ごとに実施されるもので、調査の結果は統計を作るためだけに使い、出入国管理・税金・警察など統計以外の目的には絶対に使用しません。  
10月1日現在、ここに3か月以上住んでいる人、又は3か月以上住むことになっている人はいますか？  
はい            いいえ

【調査票の対訳】

・日本語の調査票と同じスタイルで外国語で対訳したもの。  
・世帯ではこれを見ながら、日本語の調査票に記入

【調査票の記入のしかたの対訳】

・調査の趣旨、調査上の定義、調査事項の説明等を外国語で対訳したもの

Q 2 国勢調査の事務が機関委任事務から法定受託事務に変わったことによる変化はあったのか？

(A)

- 1 平成 13 年 1 月、国と地方公共団体との間に対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止し、地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務として再構成した。これにより、主務大臣による包括的指揮監督権は廃止された。
- 2 法定受託事務は、法律又はこれに基づく政令により定めることとされており、国勢調査の事務は、統計法に基づき国勢調査令により定めている。また、全国統一性の確保の観点から、国勢調査令で規定された事務の処理基準を都道府県事務要領及び市町村事務要領において定めている。
- 3 地方自治法は、各大臣は地方公共団体の法定受託事務の処理が法令の規定に違反等していると認めるときは、是正の指示や代執行等を行うことができるとしている。また、地方公共団体の長は、是正の指示等に関し不服がある場合は国地方係争処理委員会に対し、審査の申し出をすることができるとしている。
- 4 今回の調査は、法定受託事務として実施する 2 回目の調査であったが、実態として、あまり変化はなかった。

【地方自治法(昭和 22 年法律第 18 号)】抜粋

**第 2 条第 9 項** この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

**第 245 条の 9** 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

2 (略・市町村の第一号法定受託事務に関する規定)

【統計法(昭和 22 年法律第 18 号)】抜粋

**第 18 条** 政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

【国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)】抜粋

**第 16 条** 第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(略)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

2 (略・市町村の事務を規定)